

西宮市自主防災組織に係る防災訓練等活動支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民における防災意識の向上及び災害時における円滑な防災活動の実施のため、自主防災組織が自主的に取り組む防災訓練等を西宮市が予算の範囲内で支援する事業（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定める。

(自主防災組織)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、災害対策基本法第5条第2項に規定される「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」であり、原則として自治会等を主な単位として地域の住民により自主的に組織され、災害予防、災害時の被害拡大の防止、避難行動、避難所運営等その他防災を主とした地域での活動を行うとともに、市長へ規約等届出のある公益的な組織をいう。

(支援対象活動)

第3条 支援対象活動は、以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 各種災害による被害等を想定した図上訓練あるいは避難訓練、消防団・学校等の関係団体と連携した防災訓練、その他地域行事と一体となった防災活動等であること。
- (2) 自主防災組織の構成員を中心として概ね30人以上の参加が見込めること。
- (3) 実働的な訓練活動を伴わない講習会、研修会、視察等ではないこと。
- (4) 申請の年度内に完了すること。

(支援内容)

第4条 支援内容は、市が予め適切に選定した防災啓発用品（非常食、参加者向け記念品等）とする。ただし、その数量は参加予定人数を上限とする。

(申請及び審査等)

第5条 支援を受けようとする自主防災組織（以下「申請団体」）は、西宮市自主防災組織に係る防災訓練等活動支援事業申請書を、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防災訓練等の実施内容を確認できる書類（任意様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項で規定する申請は、当該年度内において1団体1回に限る。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは第4条に規定する支援を行う。

(実績報告及び支給品の返却)

第6条 支援を受けた申請団体は、防災訓練等が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日、又は年度末のいずれか早い期日までに、市長に防災訓練等の参加者数を報告するとともに、防災訓練等の活動状況を確認できる写真を提出しなければならない。

2 支援を受けた申請団体は、前項の報告による参加者数が前条による申請時の予定者数の半数未満である場合には、支給を受けた防災啓発用品（非常食を除く）について、その残数を市長へ速やかに返却しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29年 11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。